

# 【不動産執行事件記録の閲覧謄写申請に際してのご注意】

徳島地方裁判所不動産執行係

TEL：088-603-0124

## 1 閲覧謄写ができる方

執行事件の事件記録は、原則として非公開であり、閲覧謄写ができるのは、執行当事者や担保権者等の「利害関係を有する者」に限られます（民事執行法17条）。代表例は、添付の「利害関係一覧表」記載のとおりですが、利害関係を有するかどうかの判断は、当該事件の担当者が個別具体的に判断しますので、ご不明な場合は、徳島地方裁判所不動産執行係にお尋ねください。

## 2 閲覧等に必要な書類

裁判所において閲覧謄写票を記載するほかに、利害関係の種類等によって必要書類が異なります（※）。また、裁判所の執務等の都合のため、閲覧謄写申請に応じられない期間があります（民事執行法20条、民事訴訟法91条5項）。したがって、閲覧謄写のために来庁されても、必ずしも、来庁当日に閲覧謄写ができるとは限りません。

必要書類及び閲覧謄写の可能な時期等について、ご不明な点がございましたら、事前に不動産執行係までお問い合わせください。

**※ 利害関係が事件記録上明らかでない場合は、当該利害関係を証する書面が必要になります。**

## 3 代理人による場合

申請者は、原則として利害関係人本人に限られますが、委任を受けた弁護士、本人と一定の身分関係のある方は、本人の代理人として閲覧謄写をすることができます。この場合に必要な委任状等の書式は次のとおりです。

1) 利害関係人が個人で、その親族が代理人の場合

委任状及び上申書の書式は、別途掲載しています。

2) 利害関係人が法人で、その職員（社員）が代理人の場合

委任状及び職員（社員）証明書の書式は、別途掲載しています。

**※ 上記の書式で対応できない場合がありますので、ご不明な点がございましたら、事前にお問い合わせください。**

## 4 費用等

事件係属中に当事者等が申請する場合は無料ですが、それ以外の場合には手数料（収入印紙150円）が必要となります。

なお、当庁4階には、コインコピー機を2台（1台はモノクロのみ、1台はカラーコピー対応）設置しており、モノクロは1枚20円、カラーコピーは1枚30円となっています。

## 5 3点セットの閲覧について

「3点セット」（物件明細書、現況調査報告書及び評価書のファイル）は公告期間中、物件明細閲覧室に備え置いており、何らの手続を要せずに閲覧することができます。

## 利害関係一覧表

① 差押債権者（後行事件の差押債権者を含む。）
② 債務者（破産管財人，破産者，後行事件の債務者を含む。）
③ 所有者（破産管財人，破産者，差押登記後に所有権移転登記を経由した者を含む。）
④ 配当要求をした者，交付要求をした租税官庁
⑤ 配当要求をする資格を有する者
⑥ 滞納処分による差押え（参加差押えを含む。）をした租税官庁
⑦ 交付要求予定の租税官庁
⑧ 自らが目的不動産の真実の所有者であると主張する者（未登記所有権者，現所有者との売買契約の効力を争う元所有者等）
⑨ 登記された担保権者，用益権者（いずれも仮登記を含む。），買戻特約，仮差押え，処分禁止の仮処分等の登記を経由した者，所有権移転仮登記権利者
⑩ 未登記の用益権者，現実の占有者
⑪ 目的建物の敷地（件外土地）の所有者（マンション等の区分所有建物の敷地共有者は除く。），目的土地の地上建物（件外建物）の所有者，賃借人等
⑫ 実行担保権設定者である元所有者，このような元所有者と現所有者との間の中間所有者
⑬ 配当受領資格を有する担保権の債務者
⑭ 実行担保権又は配当受領資格を有する担保権の債務者の連帯債務者又は（連帯）保証人
⑮ 不動産共有持分の競売における他の共有者（マンション等の区分所有建物の敷地共有者は除く。）
⑯ マンション等の区分所有建物の管理組合
⑰ 目的土地について境界紛争があると主張する隣地所有者
⑱ 目的不動産に関する占有移転禁止の仮処分をした債権者
⑲ 買受けの申出をした者（開札後に限る。）
⑳ 執行抗告又は執行異議の申立てをした者